

いじめ防止基本方針

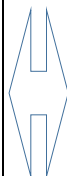
いじめ防止に向けた基本方針

- (1) 教育活動全体を通じて、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 生徒が主体となっていじめのない学校を目指すことができるように指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、全校体制で一人一人の状況把握に努める。



いじめ対策委員会
校長、教頭、関係学年主任、関係学級担任、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、スクールカウンセラー、(必要に応じて行政等の専門家)
(1) いじめの未然防止の体制整備及び取組 (2) いじめの状況把握及び分析 (3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援 (4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援 (5) いじめを行った生徒に対する指導 (6) いじめを行った生徒の保護者に対する助言 (7) 専門的な知識を有する関係者等との連携 (8) 教職員研修の実施 (9) その他いじめ防止に関わること ※年3回の定例会、必要に応じた開催

家庭との連携
(1) 子どもの寂しさやストレスに気付くことができるような啓発活動を行う。 (2) 子どもの頑張りを認めて褒める、いけないときには毅然とした態度で叱る。 (3) 親としての子育てへの積極的参加を啓発する。 (4) ネットモラル等の啓発と協力をお願いする。
地域との連携
(1) 子どもへの積極的なあいさつと声かけを依頼する。 (2) 近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校(保護者)への連絡を行う。 (3) 「みんなの登校日」に学校に来てもらう。



いじめの防止	いじめの早期発見	いじめの対応
人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒の主體的ないじめ防止活動を推進する。 (1) 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。 (2) 道徳・特別活動・総合的な学習の時間等を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。 (3) 学校生活での悩みの解消を図るためにスクールカウンセラー等を活用する。 (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。 (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善・充実を図る。	学校・家庭・関係機関が全力で実態把握に努める。 (1) 生徒の声に耳を傾ける(アンケート調査、生活ノート、個別面談等) (2) 生徒の行動を注視する。(チェックリスト、SNS活用調査、日常生活・休憩時間等) (3) 保護者と情報を共有する。(手紙・通信・電話等の定期連絡・家庭訪問、PTA等)	詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係者が納得する解消を目指す。 (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。 (2) いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように学校全体で組織的に対応する。 (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に対する説明責任を果たす。 (4) いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。 (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。 (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
※教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底 ※関係機関等との情報交換などの恒常的な連携		



教育委員会や関係機関等との連携	保護者への連絡と支援・助言	懲戒権の適切な行使	取組の評価・検証
(1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに大仙市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。これは、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。 (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、大仙警察署等と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは直ちに大仙警察署に通報し、適切に援助を求める。	いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。また、事実確認より判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。	教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条*の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加える。 ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。	いじめの防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する(HPによる公表)。

*第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。